

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	重度心身障害者の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上関町は、重度心身障害者の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上関町長

公表日

令和4年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者の医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>上関町重度心身障害者医療費助成要綱に基づき、対象者の医療費の一部を助成することにより、当該障害者の保健の向上を図り、もって障害者の福祉の増進に資するため、受給者の資格管理、支払管理を行っている。</p> <p>上関町重度心身障害者医療費助成要綱、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)及び上関町行政の手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第30号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①重度心身障害者に対する医療費の助成に関する申請の受理等、その申請等に係る事実についての審査、福祉医療費受給者証の交付等、当該助成の支給及び返還に関する事務</p>
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	上関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 0820-62-0311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 0820-62-0311

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	新様式への変更			事前	
令和3年6月15日	公表日	令和1年6月20日	令和3年6月15日	事前	
令和3年6月15日	対象人数	平成31年2月20日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月15日	取扱者数	平成31年2月20日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年4月15日	公表日	令和3年6月15日	令和4年4月15日	事後	
令和4年4月15日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項	番号法第19条第9項	事後	
令和4年4月15日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島503番地 0820-62-0311	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島448番地 0820-62-0311	事後	
令和4年4月15日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島503番地 0820-62-0311	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島448番地 0820-62-0311	事後	
令和4年4月15日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月15日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月20日	公表日	令和4年4月15日	令和4年6月20日	事前	
令和4年6月20日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月20日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月20日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島448番地 0820-62-0311	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島448番地 0820-62-0184	事後	
令和4年6月20日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島448番地 0820-62-0311	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字 長島448番地 0820-62-0184	事後	